

# 延滞金・加算金

## ◆延滞金

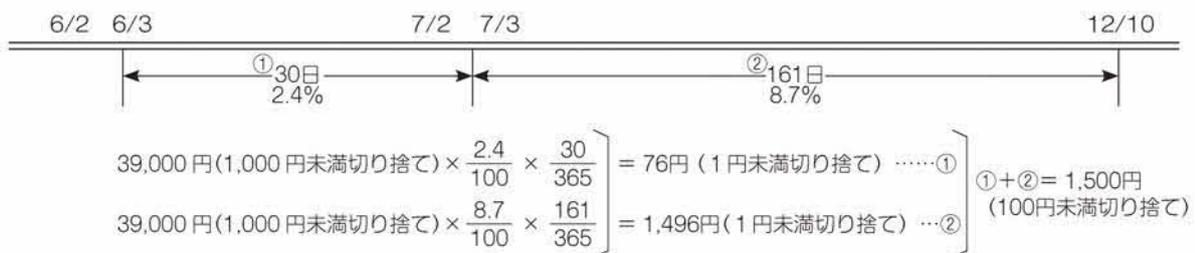
税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の割合で延滞金がかかります。

- ① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで……………年 7.3%  
 ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+1%（上限7.3%）となるため、令和7年（1月1日から12月31日まで）は**2.4%**となっています。  
 ※平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、前年11月末時点の「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に年4%を加算した割合が各年において適用されます。
- ② 納期限の翌日から1か月を経過した日以後……………年 14.6%  
 ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+7.3%となるため、令和7年（1月1日から12月31日まで）は**8.7%**となっています。

延滞金特例基準割合＝租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（令和7年中は0.4%）  
 に年1%の割合を加算した割合  
 ※平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、延滞金特例基準割合を特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合）と読み替えて計算します。

### ◎延滞金の計算例

令和7年6月2日納期限の自動車税種別割39,500円をその年の12月10日に納めたとき



なお、法人の住民税・法人の事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、猶予特例基準割合（平均貸付割合+0.5%）となるため、令和7年（1月1日から12月31日まで）は**0.9%**となっています。

## ◆加算金

分離課税に係る所得割（個人住民税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、鉱産税及び入湯税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合は、次の加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で申告額が実際より少なく、 後日増額の更正等があったとき……………増差税額の10% ※増差税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その 超える部分の5%が加算されます
不申告加算金	期限内に申告書を提出しなかった場合……………税額の15% ※税額が50万円を超える場合は、その超える部分については20% また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、 税額が300万円を超える場合は、その超える部分については30% (ただし、更正・決定があることを予知せず、期限後に申告を行った場合は、5%)
重加算金	課税の基礎となる事実を隠ぺいし、仮装して税を免れようとした場合で、 期限内に申告書を提出しているとき……………増差税額の35% 期限内に申告書を提出していないとき……………税額の40% ※令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、 隠ぺい・仮装に基づく更正請求書を提出した場合も含まれます。

- (注) 1. 平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合に10%が加算される場合があります。
2. 令和6年1月1日以後に申告期限が到来するものについて、期限後申告等に係る税目で、前年度及び前々年度に不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、その期限後申告等に基づき課される不申告加算金又は重加算金の割合に10%が加算される場合があります。

適正な申告・納期内納付をお願いします。